



334-A TOYOKAWANAKA LC

## ライオンズレポート

2018.08

We Serve

本年度豊川中LC会長スローガン

【不易流行の精神で、クラブの明るい未来を勝ち取ろう】

334-A地区ガバナーズスローガン

【明日へつなく奉仕の心、地域とともにウィ・サーブ】

## 第1136回 8月第二例会 第一委員会担当例会

日時： 8月24日(金) 12:30～ / 場所：豊川商工会議所

## 【例会次第】

12:30	開 会 開会のゴング 国旗儀礼（ご起立ください） 国歌及びライオンズクラブの歌（一番のみ斉唱） ゲスト紹介 会長挨拶 スピーチ  委員会報告 L Lお誕生日花プレゼント  趣味の会 クラブ報告 幹事報告 会員の一言 出席率報告 テールツイスター報告 次回例会案内	計画委員長 会 長  GMT・GLT委員長 会 長 『働き方改革関連法について』 豊橋労働基準監督署 署長 第一委員会 GMT・GLT委員長 第二委員会  幹 事  GMT・GLT委員長 テールツイスター 計画委員長 9/14(金)ガバナー公式訪問合同例会	L 藤井 智香子 L 竹ノ内 省一  L 浦野 達也 L 竹ノ内 省一  鹿 島 篤 様 L 小澤 功 昌 L 浦野 達 也 L 富田 定 史 L 小林 琢 生 L 石守 一 義  L 浦野 達 也 L 星川 和 雄 L 藤井 智香子
13:45	閉会のゴング	会 長	L 竹ノ内 省一

於：ホテルアソシア豊橋

## 【会長挨拶】

皆さんこんにちは。非常に暑かった夏も峠を超え、朝晩は少し涼しさを感じるようになってきました。

8月の話題は毎年恒例で、戦争、お盆の帰省ラッシュ、高校野球です。

今年初めて、ライオンズの会長として8月7日の豊川市平和祈念式典に参加しました。今から73年前の昭和20年、終戦の8日前に2500名以上の尊い命が海軍工廠への爆撃で奪われました。戦争は過去のものとなり、平和ボケと言われる日本。式典への参加者も年々減っていると聞きます。しかし、平和が一番大事なことであり、ありがたさを忘れることなく、みんなで守らなければならないのだと、改めて考えさせられました。

お盆休みには欠かせない毎年恒例の夏の高校野球。残念ながら、地元豊川高校は予選準決勝で敗退しました。

今年の夏の甲子園は、100回の記念大会でした。非常に記憶に残る熱戦も多く、日本中が郷土愛一色に染まりました。

秋田の金足農業は、秋田県勢として第1回大会の秋田中以来103年振りの決勝進出。今年は100に縁のある年みたいですね。高校野球ファンにはたまらないお盆休みだったと思います。

さて、本日の例会は、お忙しい中、経営者にとっては非常に怖いかもしれない？豊橋労働基準監督署署長の鹿島 篤様をお招きし、働き方改革関連法についてお話を伺います。

時間外労働時間、年次有給休暇、非正規雇用労働者に関する変更点を分かりやすくお話しただけのものと思います。

ブラック企業の経営者はここには一人もいないと確信しておりますが、皆さんにも関わりが深い話であり、当事者意識を持って、しっかり傾聴していただきたいと思います。

## 【幹事報告】

- \* 豊川LCさんの名簿を配布いたしましたのでお持ち帰りください。
- \* 西日本豪雨災害拠出金について、予納金から徴収させていただきます。ご承知置き下さい。
- \* 地区若手リーダー育成研修会の参加依頼がキャビネットからございました。当クラブは既に5名の研修終了者がいます。今年は選出会員がおりません。



会長挨拶 L 竹ノ内 省一



委員会報告 L 池田 力 (会則付則・国際協調委員長)



豊橋労働基準監督署 署長 鹿島 篤 様

事業主の皆さまへ

## 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

**1** 施行: 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～  
**時間外労働の上限規制が導入されます!**  
 時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、  
 個別の特別な事情がある場合でも月20時間、年240時間を上限とし、  
 残業月平均80時間 (80時間) を限度に設定する必要があります。

**2** 施行: 2019年4月1日～  
**年次有給休暇の確実な取得が必要です!**  
 使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
 毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

**3** 施行: 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～  
**正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の  
不合理的待遇差が禁止されます!**  
 同一企業内において、  
 正規雇用労働者と非正規雇用労働者 (パートタイム労働者、契約社員、派遣社員) の間で、  
 基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理的待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お問い合わせは【相談窓口】へ  
 改正法の詳細は厚生労働省HP「働き方改革の実現に向けた」をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunits/kyouya/0000148222.html>

厚生労働省 中小企業庁

**働き方改革** 別冊2  
 ～一億総活躍社会の実現に向けて～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を  
 実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多  
 様なワーク・ライフ・バランスを実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保  
 等のための措置を講じます。

**働き方改革全体の推進**

**ポイント I**  
**労働時間法制の見直し** P.3・4参照  
 働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、  
 多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。  
 ▶▶ より詳しくは、【別冊1】をご覧ください。

**ポイント II**  
**雇用形態に関わらない公正な待遇の確保** P.5・6参照  
 同一企業内における正規雇用と非正規雇用の間にある不合理的な  
 待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるよ  
 うにします。  
 ▶▶ より詳しくは、【別冊2】をご覧ください。

厚生労働省



委員会報告 L 橋本 義宣 (六献・社会福祉委員長)



≪ 8月 LLお誕生日花プレゼント ≫

L 竹ノ内 省一 LL 竹ノ内 雄江  
 L 田中 享子 L 久谷 美穂

■ 会員数  
 正会員 32名 家族会員 11名 賛助会員 2名  
 不在会員 1名 終身会員 2名 計 48名  
 ■ テールツイスター報告 ドネーション: 18,000円

■ 出席率  
 出席 29名 欠席 4名 出席率 88%  
 (MP後:出席 30名 欠席 3名 出席率 91%)  
 ファイン: 3,000円